

## きたきゅうデビットカード取引規定の改定について

当行では2020年4月1日の改正民法（債権法）施行に伴い、きたきゅうデビットカード取引規定を改定し、下記変更日以降、改定後の規定によりお取り扱いさせていただきます。  
なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様へも適用されます。

### 記

#### 1. 改定事項

##### (1) 債権譲渡時の債務者抗弁放棄にかかる規定の変更

改正民法（債権法）施行により、債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の切断制度が廃止されます。これに伴い、譲渡債権に付着する抗弁を切断させるためには、債務者による抗弁放棄の意思表示が必要になることから、規定の改定を行います。

##### (2) 変更条項の追加

改正民法（債権法）では、規定内容を変更する時の手続要件が明確にされたため、当行が規定を変更する際における①実施要件、②実施するための手続を規定上に明記します。

#### 2. 新旧対照表

次頁表のとおり、改定いたします。なお、次頁表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」に4月1日から掲載いたします。

#### 3. 適用開始日

2020年4月1日（水）

以 上

きたきゅうデビットカード取引規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p><b>第1章 デビットカード取引</b>  <b>1. 2 (略)</b>  <b>3. (デビットカード取引契約等)</b>            前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>※前条第1項とは次の記載です。</p> <p><b>2. (利用方法等)</b>            (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p>	<p><b>第1章 デビットカード取引</b>  <b>1. 2 (略)</b>  <b>3. (デビットカード取引契約等)</b>            (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。            (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。            ① 当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。            ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。            (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
<p><b>第2章 キャッシュアウト取引</b>  <b>1. 2 (略)</b>  <b>3. (COデビット取引契約等)</b>            前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>※前条第1項とは次の記載です。</p> <p><b>2. (利用方法等)</b>            (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえでCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p>	<p><b>第2章 キャッシュアウト取引</b>  <b>1. 2 (略)</b>  <b>3. (COデビット取引契約等)</b>            (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。            (2) 前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。            ① 当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。            ② CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。            (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>

改定前	改定後
(新設)	<p><b>第4章 規定の変更</b></p> <p><b>1. (規定の変更)</b></p> <p>(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。</p> <p>(2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p>